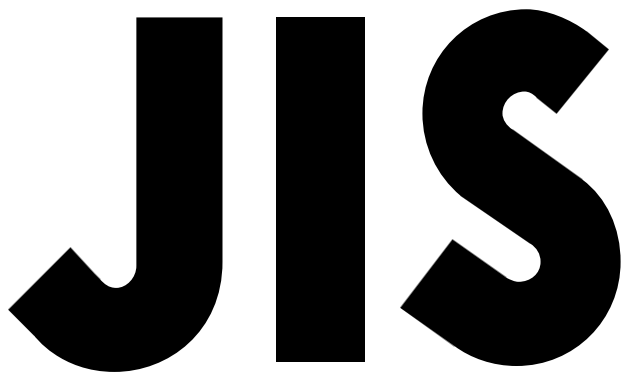




# 振動レベル計—取引又は証明用

JIS C 1517 : 2024

令和 6 年 3 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

|       | 氏名      | 所属                                |
|-------|---------|-----------------------------------|
| (委員長) | 熊 田 亜紀子 | 東京大学                              |
| (委員)  | 青 木 真 理 | 川崎市地域女性連絡協議会                      |
|       | 岡 田 香 織 | 一般財団法人日本消費者協会                     |
|       | 上参郷 龍 哉 | 一般財団法人電気安全環境研究所                   |
|       | 清 水 洋 隆 | 一般社団法人電気設備学会                      |
|       | 高 尾 登   | IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社) |
|       | 田 原 房 枝 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  |
|       | 松 岡 雅 子 | 株式会社 UL Japan                     |
|       | 松 木 隆 典 | 電気事業連合会                           |
|       | 本 吉 高 行 | 一般社団法人電気学会                        |
|       |         |                                   |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.12.22 改正：令和 6.3.21

官 報 掲 載 日：令和 6.3.21

原案作成協力者：一般社団法人日本計量機器工業連合会

(〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1 日本計量会館 TEL 03-3268-2121)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 目 次

|                             | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 序文                          | 1   |
| 1 適用範囲                      | 1   |
| 2 引用規格                      | 1   |
| 3 用語及び定義                    | 1   |
| 4 検定公差                      | 5   |
| 5 基準環境条件                    | 5   |
| 6 構造                        | 5   |
| 6.1 構成                      | 5   |
| 6.2 振動ピックアップ                | 6   |
| 6.3 信号処理器                   | 6   |
| 6.4 表示装置                    | 6   |
| 6.5 過負荷指示器                  | 7   |
| 6.6 アンダーレンジ指示器              | 7   |
| 6.7 レベルレンジ切換器               | 7   |
| 6.8 計時機能                    | 7   |
| 6.9 電源電圧                    | 7   |
| 6.10 最大値の保持                 | 7   |
| 6.11 時間平均振動レベル測定機能          | 7   |
| 6.12 入出力端子                  | 7   |
| 7 性能                        | 8   |
| 7.1 周波数範囲                   | 8   |
| 7.2 振動特性                    | 8   |
| 7.3 電気的特性                   | 9   |
| 7.4 指示特性                    | 9   |
| 7.5 時間重み付け特性                | 9   |
| 7.6 時間平均振動レベル特性             | 10  |
| 7.7 初期安定化時間                 | 10  |
| 8 環境条件、静電気放電及び無線周波電磁界に対する要求 | 10  |
| 8.1 使用温度範囲                  | 10  |
| 8.2 使用湿度範囲                  | 10  |
| 8.3 静電気放電                   | 11  |
| 8.4 電源周波数磁界及び無線周波電磁界        | 11  |
| 9 電気及び振動試験                  | 12  |
| 9.1 環境条件                    | 12  |
| 9.2 試験方法                    | 12  |

|                                  | ページ |
|----------------------------------|-----|
| 10 静電気試験及び無線周波試験 .....           | 14  |
| 10.1 静電気放電による影響 .....            | 14  |
| 10.2 電源周波数磁界及び無線周波電磁界による影響 ..... | 15  |
| 11 表記 .....                      | 17  |
| 11.1 振動レベル計の本体 .....             | 17  |
| 11.2 振動ピックアップ .....              | 18  |
| 12 添付文書 .....                    | 18  |
| 12.1 一般事項 .....                  | 18  |
| 12.2 動作に関する情報 .....              | 18  |
| 12.3 試験に関する情報 .....              | 20  |
| 13 検定 .....                      | 20  |
| 14 使用中検査 .....                   | 20  |
| 15 修理 .....                      | 20  |
| 16 対応関係 .....                    | 21  |
| 附属書 A (規定) 検定の方法 .....           | 22  |
| 附属書 B (規定) 使用中検査 .....           | 24  |
| 附属書 C (規定) 修理 .....              | 25  |
| 解 説 .....                        | 27  |

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 1517:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

|   |   |
|---|---|
| 白 | 紙 |
|---|---|

## 振動レベル計—取引又は証明用

Vibration level meters—

Measuring instruments used in transaction or certification

## 序文

この規格は、振動レベル計が計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能に関わる技術上の基準、検定の方法などを規定している。

ただし、この規格の適合だけをもって計量法で定める検定に合格したことにはならないことに、注意が必要である。

## 1 適用範囲

この規格は、取引又は証明用に使用される振動レベル計の構造、性能、試験方法などについて規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 61000-4-2:2012** 電磁両立性—第 4-2 部：試験及び測定技術—静電気放電イミュニティ試験

**JIS C 61000-4-3:2012** 電磁両立性—第 4-3 部：試験及び測定技術—放射無線周波電磁界イミュニティ試験

**JIS C 61000-4-6:2017** 電磁両立性—第 4-6 部：試験及び測定技術—無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ

**JIS C 61000-4-20:2014** 電磁両立性—第 4-20 部：試験及び測定技術—TEM（横方向電磁界）導波管のエミッション及びイミュニティ試験

**JIS C 61000-6-1:2019** 電磁両立性—第 6-1 部：共通規格—住宅、商業及び軽工業環境におけるイミュニティ規格

**JIS C 61000-6-2:2019** 電磁両立性—第 6-2 部：共通規格—工業環境におけるイミュニティ規格

**JIS Z 8103** 計測用語

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS Z 8103** による。